

# 固定資産税証明等の郵送申請について

固定資産税評価証明書等を郵送で取り寄せることができます。

次の①～④及び必要に応じて⑤の書類を送付してください。

## ① 申請書

固定資産税証明等交付申請書をホームページからダウンロードしていただくか、便箋等に以下の事項を記入して作成してください。

- \* 納稅義務者の住所、氏名、生年月日、電話番号(昼間の連絡先)  
申請者が納稅義務者でない場合は、申請者の住所、氏名、電話番号(昼間の連絡先)
  - \* 証明書等の種類、年度、通数
  - \* 物件指定の場合は、土地・家屋の所在地番・家屋番号
- ※ 法人の証明等を申請する場合は、申請書又は委任状に代表者印の押印が必要です。

## ② 手数料

- \* 評価証明書、課税証明書 … 1通 300円 (1通につき5物件まで記載)
- \* 名寄帳 … 1宛名につき 300円
- \* 非登載証明書 … 1通 300円

ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口で必要料金分の定額小為替を購入してください。

おつりのないようにお願いします。必要料金が明らかでない場合は、300円の倍数の定額小為替を同封してください。それ以外の額面の場合は、おつりを準備するのに日数を要しますので、あらかじめご了承ください。

※ 単独所有分と共有所有分は、別々の証明となります(名寄帳についても同じ)。

## ③ 返信用封筒

申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。速達での返送を希望される場合は、速達分の切手を貼り付け「速達」と赤字で記入しておいてください。

## ④ 本人確認書類

申請者の運転免許証、マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポート等のコピー

※健康保険被保険者証のコピーを同封する場合は、令和2年10月1日健康保険法等の一部改正により告知要求制限の規定が設けられたため、保険者番号、被保険者等記号・番号が見えないように(マスキング)してください。

## ⑤ その他

相続人申請の場合は、被相続人の死亡及び相続関係がわかる書類が必要となります。

代理人申請の場合は、委任状が必要となります。ホームページからダウンロードしていただくか便箋等に以下の事項を記入して作成してください。

- \* 委任者の住所、氏名(法人の場合は法人名及び代表者名)、押印、生年月日、電話番号
- \* 代理人の住所、氏名
- \* 委任事項

送付先：問合せ先 〒640-8511 和歌山市七番丁23番地 和歌山市役所 資産税課

073-435-1037(直通)